

期限までにお忘れなく 各種給付金の申請

	給付金	金額	申請期限	対象	問い合わせ
全 員	特別定額 給付金 	対象者 一人につき 10 万円	8月10日 (月) まで (当日消印有効)	基準日(令和2年4月27日) に、住民基本台帳に記録さ れている者	総務課 庶務係 ☎86-6082
子 育 て 世 帯	臨時特別 給付金 	対象者児童 一人につき 1 万円	11月30日 (月) まで ※公務員以外の方は 申請不要	令和2年4月分(3月分を含 む)の児童手当を受給してい る方 ※特例給付の方は対象外	町民課 町民係 ☎86-6070
	子ども 子育て 応援給付金 	子ども 一人につき 3 万円 妊産婦 一人につき 3 万円	9月30日 (水) まで (当日消印有効) ※児童手当受給者の 方は申請不要(公 務員除く)	基準日(令和2年4月30日) に、住民基本台帳に登録さ れている ①平成14年4月2日から令 和2年4月30日までに生 まれた子を監護する方 ②令和2年6月1日までに 母子健康手帳の交付を受 けている妊婦、または5 月1日から5月31日まで に出産した産婦	町民課 町民係 ☎86-6070 健康福祉課 子育て支援係 ☎79-0910
	ひとり親世帯 臨時特別 給付金 	1世帯 5 万円 第2子以降 一人につき 3 万円 追加給付 1世帯 5 万円	手 続 き ①の方は申請不要 (8月ごろ指定の口座へ振り込み)。② ③と追加給付の方は申請が必要。児童 扶養手当を受給している方は申請 書を送付、受給されていない方は子 育て支援係へ問い 合わせ。	①令和2年6月分の児童扶 養手当が支給される方 ②公的年金等を受給し、令 和2年6月分の児童扶養 手当の支給が全額停止さ れる方 ③新型コロナウイルス感染 症の影響を受けて家計が 急変するなど、収入が児 童扶養手当を受給してい る方と同じ水準となっ ている方 追加給付 ①②の方で、コロナの影響に より収入が減少している方	厚生労働省 コールセンター ☎0120-400-903 香取健康福祉 センター 地域保健福祉課 ☎52-9161 健康福祉課 子育て支援係 ☎79-0910
事 業 主	・中小企業 緊急支援 給付金 ・農業者 緊急支援 給付金 	売上減少率 40~50% 未満 10 万円 30~40% 未満 5 万円	9月30日 (水) まで (当日消印有効)	前年同月と比較して30~ 50%未満、売上が減少して いる中小企業事業者・農業 者	◇中小企業 まちづくり課 産業振興係 ☎86-6075 東庄町商工会 ☎86-3600 ◇農業者 まちづくり課 農政係 ☎86-6076

台風シーズン到来 災害から身を守る

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

避難とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。移動する危険もあります。



▲町内でのがけ崩れ (2011年)

避難先は、公共施設だけではなくありません。密を避けるため、安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。



町では密を避けるため、避難所の変更を予定しています。災害が発生する恐れがある場合は、事前に、防災無線、防災メール、ホームページ等でお知らせしますのでご確認ください。

〔避難所の変更〕

現在…保健福祉総合センター



変更後…旧橋小学校 (予定)



日ごろから非常用持出袋(水や食料等)を備えるよう心がけましょう。避難所へ避難する際はご持参ください。なお、マスクの着用もお願いします。



洪水ハザードマップの確認を!

近年、地球温暖化の影響などによりゲリラ豪雨や線状降水帯などの集中豪雨が数多く発生し、全国各地で堤防の決壊による水害や、土砂崩れなどが発生しています。町では、利根川の氾濫を想定した図に土砂災害警戒区域も記載した「洪水ハザードマップ」を町HPで公表しています。

いざという時のためにぜひご確認ください。



(防災関連情報)



(洪水ハザードマップ)

東庄町HP⇒防災関連情報⇒洪水ハザードマップ

問い合わせ 総務課 庶務係 ☎86-6082

障害年金を受給しているひとり親家庭等

児童扶養手当が受給できます

令和3年3月分(令和3年5月支払)から、児童扶養手当が受給できなかった方が、障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができますように見直されました。

すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は、原則、申請は不要です。それ以外の方は

申請が必要ですので、子育て支援係までお問合せください。



問い合わせ

健康福祉課

子育て支援係

☎0910